

2019年度
空港制限区域内の自動走行に係る実証実験

実証実験実施者 公募要領

2019年4月

国土交通省航空局

－目 次－

1. 事業概要.....	1
2. 応募要件.....	3
3. 応募方法.....	4
4. 今後の流れ.....	5
5. 連絡・問合せ先.....	6

1. 事業概要

1.1 背景・目的

現在我が国の空港では、訪日旅客 4,000 万人時代に向けて積極的な機能強化が進められている一方で、生産年齢人口の減少に伴う労働力不足が顕在化しており、供給面での制約が懸念されている。航空局ではこの課題に対応するため、官民が役割分担しながら、IoT、AI、自動化技術等の先端技術を活用した“航空イノベーション”を推進し、今後の我が国航空輸送の拡大を支えていく方針としている。このため、2018 年 1 月に「航空イノベーション推進官民連絡会」を立ち上げ、官民一丸となって取り組んでいるところである。

こうした中で、特に労働力不足が深刻化している地上支援業務については、省力化・自動化が強く求められており、航空イノベーション推進官民連絡会で公表している「官民ロードマップ」では、旅客や手荷物など各分野において、2020 年までに省力化技術を導入することを目標としている。

そこで航空局では、目標年次における自動走行車両（「自動走行システムレベル 3」^{※1}）の導入に向け、空港の制限区域^{※2}内において、2018 年度には人（乗客・乗員等）の輸送を想定した実証実験を開始したところであり、2019 年度には、物（手荷物・貨物）の輸送を想定したコンテナドローンを牽引する車両（以下、「トーイングトラクター」）の実証実験を実施する。

については、自動走行トーイングトラクター（以下、「自動走行車両」）の実証実験実施者を募集するものである。

※1 ここでの「自動走行システムレベル」とは、官民 ITS 構想・ロードマップ 2017（高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部・官民データ活用推進戦略会議:平成 29 年 5 月）で定義する「レベル」をいう。

※2 空港における安全と秩序を維持することを目的として、滑走路その他の離着陸区域、誘導路、エプロンその他空港管理者が空港ごとに立ち入りを制限するために定める区域。

1.2 実証実験概要

実証実験は、航空局が定める要件を満たす自動走行車両等を、実証実験実施者が空港制限区域内（混在空間）で運行し、導入効果、安全性、環境整備の必要性等を検証するものである。

(1) 実証実験の場所・方法

実証実験の実施空港は、応募者の提案によるものとする。ただし、東京国際空港については、今年度の実証実験場所の対象としないこととする。実証実験の実施内容は、将来の実運用を見据えて応募者が提案するものとする。また、実証実験に先立ち、応募者が用意するテストコース等において「安全性に関するチェックリスト」に基づき、航空局が安全性を確認する（以下、「事前テスト」）。なお、公募要領公表以前に航空局が実施した同チェックリ

ストに基づく安全性の確認は、事前テストと同等と認める。

(2) 実証実験の時期と期間

実証実験の実施時期・期間については、2019年5月頃から2020年2月末までの間において計画すること。なお、期間内において、複数回に分けた計画としても差し支え無い。

(3) 実証実験の費用

自動走行車両等の提供（回送含む）、実証実験実施（準備・撤去含む）、データ取得等に要する費用は、実証実験実施者が負担する。

(4) 法令遵守・損害賠償等

実証実験の実施にあたり、関係法令・基準を遵守すること。また、実証実験の実施に関して、実証実験実施者の責により発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む）については、実証実験実施者がその費用を負担するものとする。なお、実証実験実施者は、損害が生じた場合に備え、保険に加入すること。

(5) 情報の公表・公開

実証実験に係る計画及び結果の概要は、「空港制限区域内の自動走行に係る実証実験検討委員会」（以下、「検討委員会」）の資料として公表するものとし、実証実験は報道関係者への公開を原則とする。なお、事前テスト及び実証実験の際には航空局又は航空局からの業務請負者が実施状況の公表を目的とした撮影を行うこととしている。公表を控える必要がある部分については、撮影前に航空局まで申し出ること。また、実証実験の結果については、検討委員会において、実証実験実施者からその概要を説明すること。

(6) 検証項目

実証実験で検証する内容は以下を想定している。

- ① 安全性
 - ・別添「安全性に関するチェックリスト」のとおり
- ② 施設・設備
 - ・必要施設：充電設備、路車連携に必要となる設備、車両保管・滞留スペース、等
 - ・施設構造の適用性：線形、勾配、幅員、標識、等

(7) 各者の役割分担

- ① 航空局
 - ・実証実験実施者の選定（※）
 - ・実証実験計画の確定（※）
 - ・実証実験結果の評価（※）、等

- ・実証実験に係る関係者との調整、等
 - ② 実証実験実施者（今回公募対象）
 - ・実証実験計画の立案、空港管理者との調整
 - ・実証実験の実施（車両の運行、走行に必要なデータ取得）、現場管理、等
 - ・自動走行車両等の提供・点検保守、等
 - ・実証実験結果の報告（※）
 - ③ 空港管理者
 - ・実証実験実施場所の提供・管理、等
 - ・実証実験計画の調整
- ※これらの実施にあたり、検討委員会を開催する。

2. 応募要件

2.1 応募資格

本公募の参加資格対象者は、原則として次のいずれかを満たす者とし、日本での法人格又は支店を有し、ホームページ・パンフレット等で事業内容について確認できる者とする。

- ① 航空会社、空港会社又はグランドハンドリング会社
- ② ①を代表者とする企業共同体
- ③ ①と協力関係を構築している民間企業又は企業共同体（※）

※協力関係を構築している航空会社、空港会社又はグランドハンドリング会社が空港管理者等との調整及び手続き等をサポートすること。

2.2 応募要件

応募者は以下の要件を満たすこと。

(1) 自動走行車両の要件

- ① 空港内を走行する時点で、以下のいずれかに合致していること。
 - ア) 有効な自動車検査証の交付を受けていること。
 - イ) 車両の構造及び装置が地方運輸局長の指定する指定自動車整備事業者による「道路運送車両法の保安基準」(昭和26年運輸省令第67号)に準じた検査を受け、これに合格していること。ただし、当該検査に一部合格しない項目がある場合には、実証実験を実施する環境に条件を付す等、当該項目が不合格であっても安全に実証実験が実施可能であることを証明し、本省航空局の承認を得ることにより合格と同等のものとみなす。
- ② 自動走行システムレベル3以上の技術であること。
- ③ 「車両自律型」技術（GPS、レーダー、カメラ等を通じて位置や障害物等の情報を認識する技術）又は「路車連携型」技術（道路側からの支援を要する技術）を用いたものであること。

- ④ 遠隔での監視が可能であること。
- ⑤ コンテナドローリー（一般型又はパレット型）を牽引する車両であること。
- ⑥ 別添「安全性に関するチェックリスト」の「完全自動を要する項目」全てに自動運転で対応可能であること。

(2) 運転者の要件

運転者は、実証実験車両の運転者席（無い場合は操作位置）に乗車して、常に周囲の交通状況や車両の状態を監視（モニター）し、緊急時等には、他人に危害を及ぼさないよう安全を確保するために必要な操作を行うこと。また、空港内で車両を走行させる際には、以下のいずれかの対応をとる必要がある。

- ① 車両を走行させる空港の立入承認証の交付及び車両運転許可を受ける。
- ② 車両を走行させる空港のビジターパスの交付を受けるとともに、立入承認証を所有し車両運転許可を受けている者を同乗させる。

(3) 実験場所の要件

実証実験の実施についての空港管理者の承認を得た空港の制限区域内のエリアであること。

3. 応募方法

応募者は下記に示す書類を作成し、提出すること。なお、書類提出後、必要がある場合は補足資料の提出、担当者へのヒアリング、メールによる確認等を行うことがある。

(1) 提出書類

- ア 参加申込書 3部（正本1部、副本2部）
 - ・様式1による
- イ 実証実験計画提案書 3部（正本1部、副本2部）
 - ・様式2による
- ウ 安全性に関するチェックリスト 3部（正本1部、副本2部）
 - ・様式3による
 - ・「対応可」及び「一部対応可」であることを確認出来る資料を添付
- エ 2.1 応募資格を有していることがわかる資料 3部
 - ・企業又は団体の概要と事業内容が分かる資料（パンフレット等）

(2) 提出方法

持参、郵送（配達証明に限る）、宅配便（手渡ししたことが証明されるものに限る）、又は電子メール（スキャンしてPDF化したもの）のいずれかとする。電子メール（PDF）の場

合は、別途原本書類を郵送等で送付すること。なお、持参以外の場合において提出書類の着信を電話により確認すること。郵送等にかかる費用は応募者の負担とする。

(3) 提出期限

2019年5月15日（水）午後5時（必着）

(4) 提出先

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3 中央合同庁舎第三号館
国土交通省航空局航空ネットワーク部空港技術課イノベーション担当 宛て
TEL 03-5253-8111（内線 49552・49558） E-mail: m-cabkst@mlit.go.jp

4. 応募後の流れ

(1) 選定

① 審査

応募書類に基づき、検討委員会において応募要件に係る審査を行い、実証実験実施者を選定する。なお、応募状況によっては応募要件を満たしていても選定出来ない場合がある。

② 結果の通知

選定の結果については、応募者全員に対して書面により通知する。通知は、6月上旬頃を予定している。

③ 協定の締結

選定された応募者は、航空局及び空港管理者と実証実験に関する協定を締結し、秘密保持等の取り決めを行うものとする。

④ 選定後の変更等

選定後に辞退や提案書等の内容変更を行う場合には、あらかじめ航空局に辞退申請又は変更申請を提出し許可を得ること。また、選定後の具体的な協議により、実証実験の実施が不可能と判断される場合には、選定を取り止める場合がある。

(2) 事前テスト・計画の作成・実施

選定された応募者のうち、選定時点で事前テストが未実施である者は、事前テストの計画書を作成し、航空局に提出すること。試験場所、時期、内容等について、事前に航空局と相談すること。

(3) 具体的な実証実験計画の作成・実施

選定された応募者は、空港管理者等と調整しながら実証実験工程、実証実験内容、連絡体

制等の具体的な内容をまとめた詳細な計画書を作成すること。

5. 連絡・問合せ先

国土交通省航空局航空ネットワーク部空港技術課

長谷川・深谷

TEL 03-5253-8111（内線 49552・49558）

E-mail : m-cabkst@mlit.go.jp